

令和 5 年 8 月 2 9 日 招 集

第 4 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和5年第4回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第12号	専決処分事項の報告について	令和5年 8月29日		
報告第13号	令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	"		
議第69号	専決処分事項の承認について（令和5年度天草市一般会計補正予算第6号）	"		
議第70号	天草市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第71号	天草市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第72号	天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第73号	天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第74号	天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第75号	天草市宿泊施設やすらぎ荘条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第76号	天草市立御所浦恐竜の島博物館条例の制定について	"		
議第77号	天草市上下水道事業運営審議会条例の制定について	"		
議第78号	天草市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	"		
議第79号	字の区域の変更について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第80号	工事請負契約の締結について	令和5年 8月29日		
議第81号	工事請負契約の変更について	〃		
議第82号	財産の取得について	〃		
議第83号	令和5年度天草市一般会計補正予算（第7号）	〃		
議第84号	令和5年度天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第85号	令和5年度天草市病院事業会計補正予算（第1号）	〃		
議第86号	令和5年度天草市水道事業会計補正予算（第1号）	〃		
議第87号	令和4年度天草市一般会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第88号	令和4年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第89号	令和4年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第90号	令和4年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第91号	令和4年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第92号	令和4年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第93号	令和4年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第94号	令和4年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第95号	令和4年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	令和5年 8月29日		
議第96号	令和4年度天草市病院事業会計決算の認定について	〃		
議第97号	令和4年度天草市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃		
議第98号	令和4年度天草市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃		

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月29日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和5年4月14日（金曜日）
午前11時40分頃
- 2 事故発生場所 天草市亀場町亀川1886番地42付近（国道324号亀川交差点）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車と相手方車両が接触し、双方車両に損害が発生した。
- 5 損害賠償の額 68,334円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第13号

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年8月29日提出

天草市長 馬場 昭治

1 健全化判断比率

	天草市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.79%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.79%	30.00%
実質公債費比率	9.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	—

2 資金不足比率

特別会計名	天草市	経営健全化基準
天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計	—	20.0%
天草市病院事業会計	—	
天草市水道事業会計	—	
天草市下水道事業会計	—	

議第 69 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度天草市一般会計補正予算（第 6 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第9号

専決処分書

令和5年度天草市一般会計補正予算（第6号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年8月10日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

令和5年5月5日から8日までの豪雨に伴う災害復旧費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年度天草市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度天草市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,367 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55,943,205 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,576,105	18,253	7,594,358
	1 国庫負担金	5,661,002	18,253	5,679,255
19 繰入金		2,897,850	14	2,897,864
	2 基金繰入金	2,897,850	14	2,897,864
22 市債		5,171,300	9,100	5,180,400
	1 市債	5,171,300	9,100	5,180,400
補正されなかった款項に係る額		40,270,583		40,270,583
歳入合計		55,915,838	27,367	55,943,205

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 災害復旧費		49,710	27,367	77,077
	2 公共土木施設災害復旧費	37,210	27,367	64,577
補正されなかった款項に係る額		55,866,128		55,866,128
歳出合計		55,915,838	27,367	55,943,205

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	19,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するもの による。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、又は繰上 償還もしくは低 利に借換えるこ とができる。	28,400	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

議第 70 号

天草市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

天草市出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市出張所設置条例の一部を改正する条例

(天草市出張所設置条例の一部改正)

第 1 条 天草市出張所設置条例（平成 18 年天草市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表島子出張所の項中「天草市有明町大島子 2 5 5 0 番地 1」を「天草市有明町大島子 2 6 6 9 番地」に改める。

第 2 条 天草市出張所設置条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

名称	位置	所管区域
下津浦出張所	天草市有明町下津浦 2 5 0 5 番地 2	天草市有明町下津浦の区域
横浦島出張所	天草市御所浦町横浦 3 8 3 番地 6	天草市御所浦町横浦の区域
福連木出張所	天草市天草町福連木 3 6 4 5 番地 2	天草市天草町福連木の区域

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

(提案理由)

出張所の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 7 1 号

天草市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

天草市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成 2 4 年天草市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 天草市立御所浦恐竜の島博物館の設置、管理及び廃止に関すること（法第 2 1 条第 7 号から第 9 号まで及び第 1 2 号に掲げる事務のうち、天草市立御所浦恐竜の島博物館のみに係るものを含む。）。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市立御所浦恐竜の島博物館を地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 3 条第 1 項第 1 号に規定する特定社会教育機関とし、その設置、管理及び廃止に関する事務を市長が管理し、及び執行することとするため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 7 2 号

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 島子地区コミュニティセンターの項中「天草市有明町大島子 2 5 5 0 番地 1」を「天草市有明町大島子 2 6 6 9 番地」に改め、同表御所浦地区コミュニティセンターの項中「天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 7」を「天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 5」に改める。

別表第 2 島子地区コミュニティセンターの項を次のように改める。

島子地区コミュニティセンター	大会議室	4 0 0 円	3 0 0 円
	会議室 A	2 0 0 円	2 0 0 円
	会議室 B	2 0 0 円	2 0 0 円
	調理実習室	2 0 0 円	2 0 0 円

別表第 2 御所浦地区コミュニティセンターの項を次のように改める。

御所浦地区コミュニティセンター	会議室 A	2 0 0 円	2 0 0 円
	会議室 B	1 0 0 円	1 0 0 円
	調理実習室	1 0 0 円	1 0 0 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 御所浦地区コミュニティセンターの項の改正規定及び別表第 2 御所浦地区コミュニティセンターの項の改正規定は、令和 6 年 3 月 2 0 日から施行する。

(提案理由)

島子地区コミュニティセンター及び御所浦地区コミュニティセンターの移転に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 73 号

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年
天草市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1
号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1
号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2
号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども数」を「第 19 条第
1 号に掲げる小学校就学前子ども数」に、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前
子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる
小学校就学前子どもの区分」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」に改め、同条第 3
項中「第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども数」を「第 19 条第 2
号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども数」に、「法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に
掲げる小学校就学前子どもに」を「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに」に、
「法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同条第 2 号又
は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 8 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第34条第2項第4号中「第31条第2項」を「第30条第2項」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの」を「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に掲げる」を「第19条第1号に掲げる」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）等の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 74 号

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年天草市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 75 号

天草市宿泊施設やすらぎ荘条例の一部を改正する条例の制定について

天草市宿泊施設やすらぎ荘条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市宿泊施設やすらぎ荘条例の一部を改正する条例

天草市宿泊施設やすらぎ荘条例（平成 18 年天草市条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条、第 16 条関係）

区分	宿泊料（1泊）		
	1室1人	1室2人	1室3人以上
和室（1人当たり）	7,700円	7,150円	6,600円
特別室（1人当たり）	8,800円	8,250円	7,700円

（備考）

- 1 「宿泊料」とは、午後 3 時から翌日午前 10 時までの利用に係る料金とする。
- 2 小学生以下の宿泊料は、上表の金額の半額とする。
- 3 宿泊者の温泉利用は、入浴料を無料とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

宿泊施設やすらぎ荘の宿泊料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 76 号

天草市立御所浦恐竜の島博物館条例の制定について

天草市立御所浦恐竜の島博物館条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市立御所浦恐竜の島博物館条例

(設置)

第 1 条 恐竜の化石その他の自然史に関する資料を収集し、保管し、及び展示して利用に供するとともに、天草諸島等の地質、化石及びその他自然資産に関する調査研究を行い、学術的価値や天草の自然の魅力を発信することで多様な交流を生み出し、もって学術及び文化の発展並びに地域の振興に寄与するため、天草市立御所浦恐竜の島博物館（以下「恐竜の島博物館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 恐竜の島博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天草市立御所浦恐竜の島博物館	天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 5

(職員)

第 3 条 恐竜の島博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(休館日)

第 4 条 恐竜の島博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その日後において最も近い休日でない日とする。

(2) 1 月 1 日並びに 12 月 30 日及び同月 31 日

(開館時間)

第 5 条 恐竜の島博物館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、入館は、

午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、恐竜の島博物館を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、恐竜の島博物館の利用を許可しないことができる。

(1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) その利用が恐竜の島博物館の施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、恐竜の島博物館の管理運営上支障があるとき。

(観覧料)

第7条 恐竜の島博物館の観覧料は、別表第1のとおりとする。

2 前項の観覧料は、前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、観覧料を後納させることができる。

(施設使用の許可)

第8条 恐竜の島博物館の施設を使用するものは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第9条 恐竜の島博物館の施設を使用するものは、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(観覧料等の免除)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料又は使用料を免除することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、恐竜の島博物館の施設又はその附属設備に損害を与えた場合において、原状回復ができないときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(博物館協議会の設置)

第12条 恐竜の島博物館の適正な運営を図るため、天草市立御所浦恐竜の島博物館協議会（

以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第13条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 学校教育及び社会教育に関係する者
- (3) 観光振興及び地域振興に関係する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第14条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第15条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、恐竜の島博物館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年3月20日から施行する。

(天草市立御所浦白亜紀資料館条例の廃止)

第2条 天草市立御所浦白亜紀資料館条例(平成18年天草市条例第100号)は、廃止する。

(天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年天草市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表御所浦白亜紀資料館長の項中「御所浦白亜紀資料館長」を「御所浦恐竜の島博物館長」に改める。

別表第1(第7条関係)

区分		個人	団体(20人以上)	年間観覧料
常設展示室	一般	500円	400円	1,000円
	高校生・大学生	300円	240円	600円
	小学生・中学生	200円	160円	400円
企画展示		展示に要する経費を勘案し、その都度市長が定める金額		

(備考) 小学校就学前の幼児並びに本市の区域内の小学校、中学校及び高等学校の児童又は生徒の観覧料は、無料とする。

別表第2(第9条関係)

区分	基本使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
企画展示室	400円	400円

(提案理由)

公の施設の設置及びその管理に関する事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、条例で定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 77 号

天草市上下水道事業運営審議会条例の制定について

天草市上下水道事業運営審議会条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市上下水道事業運営審議会条例

(設置)

第 1 条 本市の水道事業及び下水道事業を計画的に遂行し、上下水道行政の円滑な運営を図るため、天草市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、上下水道事業の運営に関する重要な事項について調査審議し、市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 水道又は下水道の使用者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代

理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、水道局経営管理課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(提案理由)

附属機関を設置するには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 78 号

天草市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 1 項の規定により次のとおり天草市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 郵便局の名称

深海郵便局、二浦郵便局、魚貫郵便局、久玉郵便局、楠甫郵便局、大浦郵便局、須子郵便局、赤崎郵便局、上津浦郵便局、島子郵便局、浦郵便局、倉岳郵便局、新和郵便局、中田郵便局、鬼池郵便局、二江郵便局、手野郵便局、城河原郵便局、下田郵便局、大江郵便局、新合郵便局、富津郵便局及び宮野河内郵便局

2 取扱事務の範囲

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号。以下「法」という。） 第 2 条第 1 号に規定する戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付（当該戸籍又は当該除籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付並びに当該請求に係る戸籍謄本等及び除籍謄本等の引渡しに関する事務
- (2) 法第 2 条第 2 号に規定する納税証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡しに関する事務
- (3) 法第 2 条第 3 号に規定する住民票の写し等及び除票の写し等の交付の請求の受付並びに当該請求に係る住民票の写し等及び除票の写し等の引渡しに関する事務
- (4) 法第 2 条第 4 号に規定する戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載され、又は当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付並びに当該請求に係る戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの引渡しに関する事務

- (5) 法第2条第10号に規定する印鑑登録証明書の交付(当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付並びに当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡しに関する事務

3 取扱期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の3か月前までに、天草市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

(提案理由)

市の特定の事務を郵便局に取り扱わせるには、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第3条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 79 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
五和町 城河原 一丁目	開キ	2927番2の一部、2939番1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	五和町 城河原 一丁目	源ノ尾
五和町 城河原 一丁目	開キ	2959番1の一部及びこれに隣接する水路である公有地の全部	五和町 城河原 一丁目	源ノ尾
五和町 城河原 一丁目	源ノ尾	2404番1、2404番3の一部、2405番の一部、2406番、2407番の一部、2408番の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	五和町 城河原 一丁目	開キ
五和町 城河原 一丁目	源ノ尾	2392番の一部、2394番の一部、2395番の一部	五和町 城河原 一丁目	開キ
五和町 城河原 一丁目	源ノ尾	2390番2、2391番に隣接する道路である公有地の全部及び2392番、2393番に隣接する道路である公有地の一部	五和町 城河原 一丁目	稗木場

五和町 城河原 一丁目	富士尾	3039番1及びこれに隣接する道路 である公有地の全部	五和町 城河原 一丁目	稗木場
五和町 城河原 一丁目	三治	3507番1	五和町 城河原 一丁目	稗木場
五和町 城河原 一丁目	大尾	3694番の一部、3695番の一部、 3697番、3698番の一部、369 9番2の一部、3701番の一部及び これらの区域に隣接する道路である公 有地の全部並びに3699番1に隣接 する道路である公有地の全部	五和町 城河原 一丁目	稗木場
五和町 城河原 一丁目	道金	3571番の一部、3573番の一部、 3574番の一部及びこれらの区域に 隣接する道路である公有地の全部	五和町 城河原 一丁目	稗木場
五和町 城河原 一丁目	道金	3574番の一部及び字稗木場356 5番2に隣接する道路である公有地の 全部	五和町 城河原 一丁目	稗木場
五和町 城河原 一丁目	稗木場	3565番2の一部	五和町 城河原 一丁目	大尾
五和町 城河原 一丁目	道金	3571番の一部、3572番、357 3番の一部、3574番の一部、357 5番2、3579番2及びこれらの区 域に隣接する道路である公有地の全部	五和町 城河原 一丁目	大尾
五和町 城河原 一丁目	大尾	3678番の一部及び字道金3579 番1に隣接する水路である公有地の一 部並びに字道金3667番、3674 番、3675番、3677番に隣接する 道路である公有地の全部	五和町 城河原 一丁目	道金

(提案理由)

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第80号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年8月29日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 本渡運動公園改修その2工事 |
| 2 | 工事場所 | 天草市太田町 地内 |
| 3 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 178,669,700 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市本渡町本渡4475番地1
名称 苓陽・吉田特定建設工事共同企業体
代表者 苓陽工業株式会社 代表取締役 毛利 尚之 |

(提案理由)

予定価格が1億5千万円以上の工事の請負契約を締結するには、天草市議会の議決に付すべき契約に関する条例（平成18年天草市条例第59号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 8 1 号

工事請負契約の変更について

令和 4 年 6 月 2 4 日議決された議第 1 1 9 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 9 2 4, 0 0 0, 0 0 0 円」を「契約の金額 9 6 5, 2 0 4, 1 7 2 円」とする。

(提案理由)

御所浦恐竜の島博物館建築工事において、賃金水準等の変動により契約金額を増額する必要があるため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 8 2 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | |
|----------|---|
| 1 取得の目的 | 教員用ノートパソコン購入に伴うもの |
| 2 品名等 | 別紙のとおり |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 取得金額 | 28,909,463 円 |
| 5 契約の相手方 | 住所 天草市大浜町 2 番 4 5 号
名称 株式会社北星堂 天草店
代表者 店長 高井 結子 |
| | 住所 天草市太田町 2 1 番地 4
名称 株式会社ダイワ
代表者 代表取締役 小山 裕士 |
| | 住所 天草市亀場町亀川 4 4 3 番地
名称 学設社
代表者 代表者 江崎 光則 |

(提案理由)

予定価格が 2 千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成 1 8 年天草市条例第 6 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

教員用ノートパソコン 購入事業内訳書

案件名 (取得財産)	配備場所	取得財産名及び数量		取得金額 (円)	取得購入の相手方
		ノートパソコン (台)	設定搬入手数料等経費 (式)		
教員用ノートパソコン購入 その1	本渡南小学校	25	1	10,771,200	天草市大浜町2番45号 株式会社北星堂 天草店 店長 高井 結子
	本渡北小学校	39			
	計	64			
教員用ノートパソコン購入 その2	本渡中学校	40	1	7,865,000	天草市太田町21番地4 株式会社ダイワ 代表取締役 小山 裕士
	稜南中学校	19			
	計	59			
教員用ノートパソコン購入 その3	亀川小学校	21	1	10,273,263	天草市亀場町亀川443番地 学設社 代表者 江崎 光則
	牛深東小学校	10			
	有明小学校	9			
	天草小学校	6			
	河浦小学校	10			
	牛深中学校	12			
	新和中学校	9			
	計	77			
合計		200	-	28,909,463	3者

議第 8 3 号

令和 5 年度天草市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度天草市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 390,217 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,333,422 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,594,358	169,901	7,764,259
	2 国庫補助金	1,897,895	169,901	2,067,796
16 県支出金		4,189,626	25,366	4,214,992
	2 県補助金	1,491,382	25,366	1,516,748
19 繰入金		2,897,864	133,850	3,031,714
	2 基金繰入金	2,897,864	133,850	3,031,714
22 市債		5,180,400	61,100	5,241,500
	1 市債	5,180,400	61,100	5,241,500
補正されなかった款項に係る額		36,080,957		36,080,957
歳入合計		55,943,205	390,217	56,333,422

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,076,463	104,218	11,180,681
	1 総務管理費	10,401,225	104,218	10,505,443
3 民生費		17,682,146	35,336	17,717,482
	1 社会福祉費	5,576,737	826	5,577,563
	2 高齢者福祉費	4,555,029	14,880	4,569,909
	3 児童福祉費	6,085,559	19,630	6,105,189
4 衛生費		6,596,581	9,467	6,606,048
	1 保健衛生費	1,395,222	4,049	1,399,271
	5 病院費	1,068,837	5,418	1,074,255
5 農林水産業費		2,462,605	158,979	2,621,584
	1 農業費	1,581,788	88,779	1,670,567
	3 水産業費	630,140	70,200	700,340
6 商工費		2,520,911	22,389	2,543,300
	1 商工費	2,520,911	22,389	2,543,300
7 土木費		2,772,300	7,500	2,779,800
	7 住宅費	299,337	7,500	306,837
9 教育費		3,634,026	52,328	3,686,354
	6 学校給食費	931,148	30,709	961,857
	7 社会教育費	739,384	21,619	761,003
補正されなかった款項に係る額		9,198,173		9,198,173
歳出合計		55,943,205	390,217	56,333,422

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
うしぶか海彩館・宿泊施設やすらぎ荘・牛深温泉センター指定管理料	令和6年度	9,379
スクールバス運行管理業務委託料	令和6年度～令和8年度	1,834,479

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
広域ネットワーク整備事業	17,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件 により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。た だし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることが できる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設整備事業	837,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者と 協定するものによる。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができ る。	859,300	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
文化財整備事業	29,300	〃	〃	〃	50,900	〃	〃	〃

議第 8 4 号

令和 5 年度天草市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度天草市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、
「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター運営業務委託料	令和6年度～令和8年度	623,145

令和 5 年度天草市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度天草市の病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入	
第 1 款 病院事業収益	4,307,030 千円	5,418 千円	4,312,448 千円
第 2 項 医業外収益	749,796 千円	5,418 千円	755,214 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,744,639 千円」を「1,776,600 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「4,730 千円」を「4,913 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,739,909 千円」を「1,771,687 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款 資本的收入	1,023,173 千円		8,250 千円	1,031,423 千円
第 4 項 県補助金	11,676 千円		8,250 千円	19,926 千円
		支 出		
第 1 款 資本の支出	2,767,812 千円		40,211 千円	2,808,023 千円
第 1 項 建設改良費	1,040,657 千円		40,211 千円	1,080,868 千円

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

天草市長 馬 場 昭 治

議第 8 6 号

令和 5 年度天草市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度天草市の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第 1 款 事業費	2,230,217 千円	428 千円	2,230,645 千円
第 1 項 営業費用	2,079,569 千円	428 千円	2,079,997 千円

（債務負担行為）

第 3 条 令和 5 年度天草市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設運転管理等業務委託	令和 6 年度～令和 7 年度	36,700 千円
	年度別内訳	
	令和 6 年度	18,350 千円
	令和 7 年度	18,350 千円

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 87 号

令和 4 年度天草市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度天草市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和4年度

天草市一般会計歳入歳出決算書

歳入合計	64,684,547,814	円
歳出合計	60,553,081,223	円
歳入歳出差引残額	4,131,466,591	円
うち翌年度へ繰越すべき財源	344,339,243	円

令和4年度 一般会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 市税		7,373,047,000	7,822,763,523	7,671,021,708	17,918,009	135,936,664	297,974,708
	1 市民税	2,893,061,000	3,056,032,684	3,008,788,667	4,726,030	44,454,991	115,727,667
	2 固定資産税	3,343,927,000	3,542,443,626	3,451,260,660	11,543,513	79,801,806	107,333,660
	3 軽自動車税	291,122,000	316,367,195	311,617,265	511,400	4,247,730	20,495,265
	4 市たばこ税	513,000,000	561,995,635	561,995,635	0	0	48,995,635
	6 入湯税	26,000,000	24,914,730	24,914,730	0	0	△ 1,085,270
	7 都市計画税	305,937,000	321,009,653	312,444,751	1,137,066	7,432,137	6,507,751
2 地方譲与税		558,000,000	545,972,001	545,972,001	0	0	△ 12,027,999
	1 地方揮発油譲与税	122,000,000	117,335,000	117,335,000	0	0	△ 4,665,000
	2 自動車重量譲与税	352,000,000	351,206,000	351,206,000	0	0	△ 794,000
	3 森林環境譲与税	83,000,000	76,124,000	76,124,000	0	0	△ 6,876,000
	4 航空機燃料譲与税	1,000,000	1,307,000	1,307,000	0	0	307,000
	5 地方道路譲与税	0	1	1	0	0	1
3 利子割交付金		2,000,000	1,607,000	1,607,000	0	0	△ 393,000
	1 利子割交付金	2,000,000	1,607,000	1,607,000	0	0	△ 393,000
4 配当割交付金		15,000,000	30,880,000	30,880,000	0	0	15,880,000
	1 配当割交付金	15,000,000	30,880,000	30,880,000	0	0	15,880,000
5 株式等譲渡所 得割交付金		19,000,000	21,166,000	21,166,000	0	0	2,166,000
	1 株式等譲渡所得割 交付金	19,000,000	21,166,000	21,166,000	0	0	2,166,000

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
6 法人事業税交 付金		57,000,000	117,914,000	117,914,000	0	0	60,914,000
	1 法人事業税交付金	57,000,000	117,914,000	117,914,000	0	0	60,914,000
7 地方消費税交 付金		1,830,000,000	1,891,128,000	1,891,128,000	0	0	61,128,000
	1 地方消費税交付金	1,830,000,000	1,891,128,000	1,891,128,000	0	0	61,128,000
8 ゴルフ場利用 税交付金		8,000,000	11,311,459	11,311,459	0	0	3,311,459
	1 ゴルフ場利用税交 付金	8,000,000	11,311,459	11,311,459	0	0	3,311,459
9 環境性能割交 付金		43,000,000	41,082,000	41,082,000	0	0	△ 1,918,000
	1 環境性能割交付金	43,000,000	41,082,000	41,082,000	0	0	△ 1,918,000
10 地方特例交付 金		25,000,000	44,376,000	44,376,000	0	0	19,376,000
	1 地方特例交付金	25,000,000	43,043,000	43,043,000	0	0	18,043,000
	2 新型コロナウイルス 感染症対策地方 税減収補填特別交 付金	0	1,333,000	1,333,000	0	0	1,333,000
11 地方交付税		22,344,423,000	22,999,246,000	22,999,246,000	0	0	654,823,000
	1 地方交付税	22,344,423,000	22,999,246,000	22,999,246,000	0	0	654,823,000
12 交通安全対策 特別交付金		6,000,000	5,249,000	5,249,000	0	0	△ 751,000
	1 交通安全対策特別 交付金	6,000,000	5,249,000	5,249,000	0	0	△ 751,000
13 分担金及び負 担金		249,342,521	225,388,510	220,553,370	0	4,835,140	△ 28,789,151
	1 分担金	26,556,521	14,287,688	13,350,651	0	937,037	△ 13,205,870
	2 負担金	222,786,000	211,100,822	207,202,719	0	3,898,103	△ 15,583,281

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
14 使用料及び手数料		644,327,000	657,142,787	617,399,437	0	39,743,350	△ 26,927,563
	1 使用料	462,535,000	476,440,268	436,697,168	0	39,743,100	△ 25,837,832
	2 手数料	181,792,000	180,702,519	180,702,269	0	250	△ 1,089,731
15 国庫支出金		12,432,183,097	11,554,210,534	11,554,210,534	0	0	△ 877,972,563
	1 国庫負担金	6,553,453,000	6,095,973,179	6,095,973,179	0	0	△ 457,479,821
	2 国庫補助金	5,860,522,097	5,441,486,741	5,441,486,741	0	0	△ 419,035,356
	3 国庫委託金	18,208,000	16,750,614	16,750,614	0	0	△ 1,457,386
16 県支出金		4,710,025,189	4,013,234,279	4,013,234,279	0	0	△ 696,790,910
	1 県負担金	2,473,592,000	2,379,084,883	2,379,084,883	0	0	△ 94,507,117
	2 県補助金	2,037,026,189	1,437,703,931	1,437,703,931	0	0	△ 599,322,258
	3 県委託金	199,407,000	196,445,465	196,445,465	0	0	△ 2,961,535
17 財産収入		122,747,000	159,053,665	156,012,979	0	3,040,686	33,265,979
	1 財産運用収入	88,224,000	92,950,817	89,910,131	0	3,040,686	1,686,131
	2 財産売払収入	34,523,000	66,102,848	66,102,848	0	0	31,579,848
18 寄附金		2,010,000,000	2,186,631,000	2,186,631,000	0	0	176,631,000
	1 寄附金	2,010,000,000	2,186,631,000	2,186,631,000	0	0	176,631,000
19 繰入金		2,013,245,000	1,921,194,080	1,921,194,080	0	0	△ 92,050,920
	2 基金繰入金	2,013,245,000	1,921,194,080	1,921,194,080	0	0	△ 92,050,920
20 繰越金		3,576,495,303	3,576,495,534	3,576,495,534	0	0	231
	1 繰越金	3,576,495,303	3,576,495,534	3,576,495,534	0	0	231

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
21 諸収入		747,434,000	886,704,355	828,163,433	0	58,540,922	80,729,433
	1 延滞金、加算金及び過料	3,528,000	3,420,506	3,420,506	0	0	△ 107,494
	2 市預金利子	46,000	57,850	57,850	0	0	11,850
	3 貸付金元利収入	75,384,000	50,493,104	50,270,000	0	223,104	△ 25,114,000
	4 受託事業収入	3,250,000	3,412,333	3,412,333	0	0	162,333
	5 雑入	665,226,000	829,320,562	771,002,744	0	58,317,818	105,776,744
22 市債		7,712,000,000	6,229,700,000	6,229,700,000	0	0	△ 1,482,300,000
	1 市債	7,712,000,000	6,229,700,000	6,229,700,000	0	0	△ 1,482,300,000
歳入合計		66,498,269,110	64,942,449,727	64,684,547,814	17,918,009	242,096,762	△ 1,813,721,296

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 議会費		264,322,000	252,910,603	0	11,411,397	11,411,397
	1 議会費	264,322,000	252,910,603	0	11,411,397	11,411,397
2 総務費		14,435,538,000	13,596,640,191	219,026,000	619,871,809	838,897,809
	1 総務管理費	13,722,643,000	12,967,634,765	198,746,000	556,262,235	755,008,235
	2 徴税費	310,290,000	294,965,128	0	15,324,872	15,324,872
	3 地籍調査費	48,820,000	42,181,753	0	6,638,247	6,638,247
	4 戸籍住民基本台帳費	182,334,000	160,711,617	12,217,000	9,405,383	21,622,383
	5 選挙費	118,353,000	82,485,869	8,063,000	27,804,131	35,867,131
	6 統計調査費	19,215,000	17,374,970	0	1,840,030	1,840,030
	7 監査委員費	33,883,000	31,286,089	0	2,596,911	2,596,911
3 民生費		19,164,658,640	17,921,466,062	76,364,000	1,166,828,578	1,243,192,578
	1 社会福祉費	6,139,578,000	5,785,038,944	0	354,539,056	354,539,056
	2 高齢者福祉費	4,465,668,000	4,384,541,694	21,000,000	60,126,306	81,126,306
	3 児童福祉費	6,981,867,640	6,338,950,385	55,364,000	587,553,255	642,917,255
	4 生活保護費	1,576,245,000	1,411,875,039	0	164,369,961	164,369,961
	5 災害救助費	1,300,000	1,060,000	0	240,000	240,000

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
4 衛生費		6,751,074,000	6,129,739,684	14,225,000	607,109,316	621,334,316
	1 保健衛生費	1,590,796,000	1,193,506,983	14,225,000	383,064,017	397,289,017
	2 環境費	3,294,199,000	3,135,411,816	0	158,787,184	158,787,184
	3 斎場費	120,081,000	120,081,000	0	0	0
	4 水道費	559,617,000	519,333,000	0	40,284,000	40,284,000
	5 病院費	1,067,986,000	1,047,986,000	0	20,000,000	20,000,000
	6 看護専門学校費	118,395,000	113,420,885	0	4,974,115	4,974,115
5 農林水産業費		3,064,832,000	2,355,408,264	414,707,000	294,716,736	709,423,736
	1 農業費	1,658,446,000	1,384,258,842	109,520,000	164,667,158	274,187,158
	2 林業費	334,945,000	300,126,712	0	34,818,288	34,818,288
	3 水産業費	1,071,441,000	671,022,710	305,187,000	95,231,290	400,418,290
6 商工費		3,237,813,700	2,358,500,995	503,505,000	375,807,705	879,312,705
	1 商工費	3,237,813,700	2,358,500,995	503,505,000	375,807,705	879,312,705
7 土木費		4,271,982,260	3,816,909,544	265,156,220	189,916,496	455,072,716
	1 土木管理費	221,316,000	199,261,873	0	22,054,127	22,054,127
	2 道路橋梁費	1,167,927,344	990,624,924	141,203,220	36,099,200	177,302,420
	3 河川費	272,710,000	245,918,370	12,600,000	14,191,630	26,791,630
	4 港湾費	184,500,000	160,994,793	14,039,000	9,466,207	23,505,207
	5 都市計画費	2,100,057,916	1,906,277,758	96,814,000	96,966,158	193,780,158
	7 住宅費	325,471,000	313,831,826	500,000	11,139,174	11,639,174

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
8	消防費	1,987,132,000	1,906,632,652	0	80,499,348	80,499,348
	1 消防費	1,987,132,000	1,906,632,652	0	80,499,348	80,499,348
9	教育費	4,642,490,234	4,298,132,206	39,380,000	304,978,028	344,358,028
	1 教育総務費	1,045,666,000	970,056,353	0	75,609,647	75,609,647
	2 小学校費	349,127,000	308,373,494	17,100,000	23,653,506	40,753,506
	3 中学校費	420,586,000	383,880,506	12,600,000	24,105,494	36,705,494
	4 幼稚園費	103,601,000	99,070,156	0	4,530,844	4,530,844
	6 学校給食費	2,053,084,000	1,917,298,608	0	135,785,392	135,785,392
	7 社会教育費	670,426,234	619,453,089	9,680,000	41,293,145	50,973,145
10	災害復旧費	1,625,501,276	935,943,894	596,245,023	93,312,359	689,557,382
	1 農林水産施設災害復 旧費	714,479,000	158,986,998	528,574,000	26,918,002	555,492,002
	2 公共土木施設災害復 旧費	872,375,276	770,490,265	36,362,023	65,522,988	101,885,011
	3 文教施設災害復旧費	38,647,000	6,466,631	31,309,000	871,369	32,180,369
11	公債費	7,026,381,000	6,980,797,128	0	45,583,872	45,583,872
	1 公債費	7,026,381,000	6,980,797,128	0	45,583,872	45,583,872
13	予備費	26,544,000	0	0	26,544,000	26,544,000
	1 予備費	26,544,000	0	0	26,544,000	26,544,000
歳 出 合 計		66,498,269,110	60,553,081,223	2,128,608,243	3,816,579,644	5,945,187,887

議第 88 号

令和 4 年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和4年度

天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	11,952,888,396	円
歳出合計	11,824,766,448	円
歳入歳出差引残額	128,121,948	円

令和4年度 国民健康保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 国民健康保険 税		1,574,167,000	1,698,513,375	1,530,225,134	15,217,993	153,661,548	△ 43,941,866
	1 国民健康保険税	1,574,167,000	1,698,513,375	1,530,225,134	15,217,993	153,661,548	△ 43,941,866
2 使用料及び手 数料		1,210,000	851,500	851,500	0	0	△ 358,500
	1 使用料	10,000	0	0	0	0	△ 10,000
	2 手数料	1,200,000	851,500	851,500	0	0	△ 348,500
5 県支出金		9,616,210,000	9,166,244,058	9,166,244,058	0	0	△ 449,965,942
	1 県負担金・補助金	9,616,210,000	9,166,244,058	9,166,244,058	0	0	△ 449,965,942
6 財産収入		899,000	713,807	713,807	0	0	△ 185,193
	1 財産運用収入	899,000	713,807	713,807	0	0	△ 185,193
7 繰入金		1,050,289,000	998,825,000	998,825,000	0	0	△ 51,464,000
	1 一般会計繰入金	1,025,289,000	998,825,000	998,825,000	0	0	△ 26,464,000
	2 基金繰入金	25,000,000	0	0	0	0	△ 25,000,000
8 繰越金		212,209,000	212,209,059	212,209,059	0	0	59
	1 繰越金	212,209,000	212,209,059	212,209,059	0	0	59
9 諸収入		48,258,000	43,819,838	43,819,838	0	0	△ 4,438,162
	1 延滞金、加算金及 び過料	4,100,000	4,642,336	4,642,336	0	0	542,336
	2 預金利子	4,000	2,109	2,109	0	0	△ 1,891
	3 雑入	44,154,000	39,175,393	39,175,393	0	0	△ 4,978,607
歳 入 合 計		12,503,242,000	12,121,176,637	11,952,888,396	15,217,993	153,661,548	△ 550,353,604

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		138,775,000	134,379,987	0	4,395,013	4,395,013
	1 総務管理費	120,270,000	117,061,475	0	3,208,525	3,208,525
	2 徴税費	8,309,000	7,529,038	0	779,962	779,962
	3 運営協議会費	518,000	267,162	0	250,838	250,838
	4 国民健康保険特別対 策事業費	9,678,000	9,522,312	0	155,688	155,688
2 保険給付費		9,543,072,000	8,898,072,637	0	644,999,363	644,999,363
	1 療養諸費	8,189,720,000	7,652,015,748	0	537,704,252	537,704,252
	2 高額療養費	1,329,812,000	1,229,132,873	0	100,679,127	100,679,127
	3 移送費	300,000	0	0	300,000	300,000
	4 出産育児諸費	18,045,000	11,729,680	0	6,315,320	6,315,320
	5 葬祭諸費	3,580,000	3,580,000	0	0	0
	6 傷病手当金	1,615,000	1,614,336	0	664	664
3 国民健康保険 事業費納付金		2,653,040,000	2,653,036,377	0	3,623	3,623
	1 医療給付費分	1,924,250,000	1,924,248,304	0	1,696	1,696
	2 後期高齢者支援金等 分	531,036,000	531,034,405	0	1,595	1,595
	3 介護納付金分	197,754,000	197,753,668	0	332	332
4 共同事業拠出 金		5,000	200	0	4,800	4,800
	1 共同事業拠出金	5,000	200	0	4,800	4,800

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
6 保健事業費		136,350,000	132,336,914	0	4,013,086	4,013,086
	1 保健事業費	11,766,000	10,414,729	0	1,351,271	1,351,271
	2 特定健康診査等事業費	101,943,000	100,524,670	0	1,418,330	1,418,330
	3 総合保健施設事業費	22,641,000	21,397,515	0	1,243,485	1,243,485
7 基金積立金		899,000	713,807	0	185,193	185,193
	1 基金積立金	899,000	713,807	0	185,193	185,193
9 諸支出金		11,101,000	6,226,526	0	4,874,474	4,874,474
	1 償還金及び還付加算金	10,001,000	5,126,526	0	4,874,474	4,874,474
	2 繰出金	1,100,000	1,100,000	0	0	0
10 予備費		20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000
	1 予備費	20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000
歳 出 合 計		12,503,242,000	11,824,766,448	0	678,475,552	678,475,552

議第 89 号

令和 4 年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和4年度

天草市介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	11,896,610,864	円
歳出合計	11,363,171,113	円
歳入歳出差引残額	533,439,751	円

令和4年度 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 保険料		1,801,326,000	1,815,837,808	1,807,629,481	1,251,552	7,620,635	6,303,481
	1 介護保険料	1,801,326,000	1,815,837,808	1,807,629,481	1,251,552	7,620,635	6,303,481
2 使用料及び手 数料		200,000	239,420	239,420	0	0	39,420
	1 手数料	200,000	239,420	239,420	0	0	39,420
3 国庫支出金		3,232,107,000	3,241,993,879	3,241,993,879	0	0	9,886,879
	1 国庫負担金	1,966,078,000	1,962,607,759	1,962,607,759	0	0	△ 3,470,241
	2 国庫補助金	1,266,029,000	1,279,386,120	1,279,386,120	0	0	13,357,120
4 支払基金交付 金		3,042,302,000	2,889,857,994	2,889,857,994	0	0	△ 152,444,006
	1 支払基金交付金	3,042,302,000	2,889,857,994	2,889,857,994	0	0	△ 152,444,006
5 県支出金		1,685,886,000	1,630,576,252	1,630,576,252	0	0	△ 55,309,748
	1 県負担金	1,597,806,000	1,548,124,292	1,548,124,292	0	0	△ 49,681,708
	2 県補助金	88,080,000	82,451,960	82,451,960	0	0	△ 5,628,040
6 財産収入		519,000	519,000	519,000	0	0	0
	1 財産運用収入	519,000	519,000	519,000	0	0	0
7 繰入金		1,974,335,000	1,974,335,000	1,974,335,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	1,816,335,000	1,816,335,000	1,816,335,000	0	0	0
	2 基金繰入金	158,000,000	158,000,000	158,000,000	0	0	0
8 繰越金		350,538,000	350,538,149	350,538,149	0	0	149
	1 繰越金	350,538,000	350,538,149	350,538,149	0	0	149

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
9 諸収入		468,000	6,152,448	921,689	0	5,230,759	453,689
	1 延滞金、加算金及 び過料	120,000	139,200	139,200	0	0	19,200
	2 預金利子	1,000	3,906	3,906	0	0	2,906
	3 雑入	347,000	6,009,342	778,583	0	5,230,759	431,583
歳入合計		12,087,681,000	11,910,049,950	11,896,610,864	1,251,552	12,851,394	△ 191,070,136

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		237,531,000	229,155,639	0	8,375,361	8,375,361
	1 総務管理費	137,418,000	135,085,211	0	2,332,789	2,332,789
	2 徴収費	4,765,000	4,731,072	0	33,928	33,928
	3 介護認定審査会費	91,114,000	85,490,474	0	5,623,526	5,623,526
	4 趣旨普及費	424,000	303,446	0	120,554	120,554
	5 計画策定委員会費	3,810,000	3,545,436	0	264,564	264,564
2 保険給付費		10,965,800,000	10,337,451,155	0	628,348,845	628,348,845
	1 介護サービス等諸費	9,883,536,000	9,297,494,652	0	586,041,348	586,041,348
	2 介護予防サービス等 諸費	328,100,000	318,203,629	0	9,896,371	9,896,371
	3 その他諸費	10,000,000	9,389,842	0	610,158	610,158
	4 高額介護サービス等 費	254,391,000	254,250,886	0	140,114	140,114
	5 高額医療合算介護 サービス等費	40,573,000	35,004,473	0	5,568,527	5,568,527
	6 特定入所者介護サ ービス等費	449,200,000	423,107,673	0	26,092,327	26,092,327
5 地域支援事業 費		572,972,000	517,379,024	0	55,592,976	55,592,976
	1 介護予防・日常生活 支援総合事業費	329,136,000	285,443,187	0	43,692,813	43,692,813
	2 包括的支援事業・任 意事業費	243,836,000	231,935,837	0	11,900,163	11,900,163
6 基金積立金		181,245,000	181,244,351	0	649	649
	1 基金積立金	181,245,000	181,244,351	0	649	649

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
7 公債費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 公債費	500,000	0	0	500,000	500,000
8 諸支出金		99,072,000	97,940,944	0	1,131,056	1,131,056
	1 償還金及び還付加算 金	99,072,000	97,940,944	0	1,131,056	1,131,056
9 予備費		30,561,000	0	0	30,561,000	30,561,000
	1 予備費	30,561,000	0	0	30,561,000	30,561,000
歳 出 合 計		12,087,681,000	11,363,171,113	0	724,509,887	724,509,887

議第 90 号

令和 4 年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和4年度

天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	1,416,494,792	円
歳出合計	1,409,595,906	円
歳入歳出差引残額	6,898,886	円

令和4年度 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		898,175,000	877,197,744	875,653,274	563,100	1,759,970	△ 22,521,726
	1 後期高齢者医療保険料	898,175,000	877,197,744	875,653,274	563,100	1,759,970	△ 22,521,726
2 使用料及び手数料		125,000	136,400	136,400	0	0	11,400
	1 手数料	125,000	136,400	136,400	0	0	11,400
4 繰入金		486,029,000	486,028,400	486,028,400	0	0	△ 600
	1 一般会計繰入金	486,029,000	486,028,400	486,028,400	0	0	△ 600
5 繰越金		3,210,000	3,210,617	3,210,617	0	0	617
	1 繰越金	3,210,000	3,210,617	3,210,617	0	0	617
6 諸収入		59,309,000	51,466,101	51,466,101	0	0	△ 7,842,899
	1 延滞金、加算金及び過料	34,000	77,140	77,140	0	0	43,140
	2 預金利子	1,000	924	924	0	0	△ 76
	3 償還金及び還付加算金	1,000,000	736,200	736,200	0	0	△ 263,800
	4 雑入	58,274,000	50,651,837	50,651,837	0	0	△ 7,622,163
歳 入	合 計	1,446,848,000	1,418,039,262	1,416,494,792	563,100	1,759,970	△ 30,353,208

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		44,335,000	40,647,277	0	3,687,723	3,687,723
	1 総務管理費	42,481,000	39,012,841	0	3,468,159	3,468,159
	2 徴収費	1,854,000	1,634,436	0	219,564	219,564
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,357,332,000	1,332,662,589	0	24,669,411	24,669,411
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,357,332,000	1,332,662,589	0	24,669,411	24,669,411
3 保健事業費		43,681,000	35,628,040	0	8,052,960	8,052,960
	1 保健事業費	43,681,000	35,628,040	0	8,052,960	8,052,960
4 諸支出金		1,000,000	658,000	0	342,000	342,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000,000	658,000	0	342,000	342,000
5 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳 出 合 計		1,446,848,000	1,409,595,906	0	37,252,094	37,252,094

議第 91 号

令和 4 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和4年度

天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	102,103,426	円
歳出合計	102,002,384	円
歳入歳出差引残額	101,042	円

令和4年度 浄化槽市町村整備推進事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
2 使用料及び手数料		59,886,000	59,549,556	58,947,559	0	601,997	△ 938,441
	1 使用料	59,886,000	59,549,556	58,947,559	0	601,997	△ 938,441
6 繰入金		55,737,000	43,049,000	43,049,000	0	0	△ 12,688,000
	1 一般会計繰入金	55,737,000	43,049,000	43,049,000	0	0	△ 12,688,000
7 繰越金		106,000	106,867	106,867	0	0	867
	1 繰越金	106,000	106,867	106,867	0	0	867
歳 入 合 計		115,729,000	102,705,423	102,103,426	0	601,997	△ 13,625,574

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 浄化槽市町村 整備推進事業 費		96,471,000	83,754,692	0	12,716,308	12,716,308
	1 浄化槽市町村整備推 進事業費	96,471,000	83,754,692	0	12,716,308	12,716,308
3 公債費		18,258,000	18,247,692	0	10,308	10,308
	1 公債費	18,258,000	18,247,692	0	10,308	10,308
4 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出	合 計	115,729,000	102,002,384	0	13,726,616	13,726,616

議第 92 号

令和 4 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和4年度

天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	318,227,711	円
歳出合計	302,066,194	円
歳入歳出差引残額	16,161,517	円

令和4年度 国民健康保険診療施設特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 診療収入		101,244,000	106,681,250	106,681,250	0	0	5,437,250
	1 診療収入	101,244,000	106,681,250	106,681,250	0	0	5,437,250
2 使用料及び手 数料		715,000	746,972	746,972	0	0	31,972
	1 手数料	715,000	746,972	746,972	0	0	31,972
3 国庫支出金		1,287,000	0	0	0	0	△ 1,287,000
	1 国庫補助金	1,287,000	0	0	0	0	△ 1,287,000
5 財産収入		177,000	510,129	510,129	0	0	333,129
	1 財産運用収入	176,000	510,129	510,129	0	0	334,129
	2 財産売払収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
6 繰入金		131,725,000	111,725,000	111,725,000	0	0	△ 20,000,000
	1 一般会計繰入金	131,725,000	111,725,000	111,725,000	0	0	△ 20,000,000
7 繰越金		35,560,000	35,560,357	35,560,357	0	0	357
	1 繰越金	35,560,000	35,560,357	35,560,357	0	0	357
8 諸収入		8,900,000	16,404,003	16,404,003	0	0	7,504,003
	1 諸収入	8,900,000	16,404,003	16,404,003	0	0	7,504,003
9 市債		60,800,000	46,600,000	46,600,000	0	0	△ 14,200,000
	1 市債	60,800,000	46,600,000	46,600,000	0	0	△ 14,200,000
歳 入 合 計		340,408,000	318,227,711	318,227,711	0	0	△ 22,180,289

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務管理費		246,992,000	226,148,462	0	20,843,538	20,843,538
	1 総務管理費	246,992,000	226,148,462	0	20,843,538	20,843,538
2 医業費		44,970,000	28,073,280	0	16,896,720	16,896,720
	1 医業費	44,970,000	28,073,280	0	16,896,720	16,896,720
3 基金積立金		1,000	129	0	871	871
	1 基金積立金	1,000	129	0	871	871
4 公債費		47,845,000	47,844,323	0	677	677
	1 公債費	47,845,000	47,844,323	0	677	677
5 予備費		600,000	0	0	600,000	600,000
	1 予備費	600,000	0	0	600,000	600,000
歳 出 合 計		340,408,000	302,066,194	0	38,341,806	38,341,806

議第 93 号

令和 4 年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和4年度

天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	138,312,829	円
歳出合計	133,757,426	円
歳入歳出差引残額	4,555,403	円

令和4年度 斎場事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 使用料及び手 数料		8,510,000	8,631,000	8,631,000	0	0	121,000
	1 使用料	8,510,000	8,631,000	8,631,000	0	0	121,000
2 財産収入		22,000	21,460	21,460	0	0	△ 540
	1 財産運用収入	22,000	21,460	21,460	0	0	△ 540
3 繰入金		120,081,000	120,081,000	120,081,000	0	0	0
	1 繰入金	120,081,000	120,081,000	120,081,000	0	0	0
4 繰越金		9,579,000	9,579,369	9,579,369	0	0	369
	1 繰越金	9,579,000	9,579,369	9,579,369	0	0	369
5 諸収入		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	2 雑入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		138,193,000	138,312,829	138,312,829	0	0	119,829

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 斎場事業費		59,288,000	56,971,052	0	2,316,948	2,316,948
	1 斎場事業費	59,288,000	56,971,052	0	2,316,948	2,316,948
2 公債費		76,905,000	76,786,374	0	118,626	118,626
	1 公債費	76,905,000	76,786,374	0	118,626	118,626
3 予備費		2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計		138,193,000	133,757,426	0	4,435,574	4,435,574

議第 94 号

令和 4 年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

令和4年度

天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	14,848,728	円
歳出合計	382,144	円
歳入歳出差引残額	14,466,584	円

令和4年度 一町田財産区特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 財産収入		76,000	407,066	407,066	0	0	331,066
	1 財産運用収入	74,000	75,670	75,670	0	0	1,670
	2 財産売払収入	2,000	331,396	331,396	0	0	329,396
2 繰越金		12,514,000	14,356,731	14,356,731	0	0	1,842,731
	1 繰越金	12,514,000	14,356,731	14,356,731	0	0	1,842,731
3 諸収入		2,000	84,931	84,931	0	0	82,931
	1 預金利子	1,000	143	143	0	0	△ 857
	2 雑入	1,000	84,788	84,788	0	0	83,788
歳 入 合 計		12,592,000	14,848,728	14,848,728	0	0	2,256,728

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		1,345,000	382,144	0	962,856	962,856
	1 総務管理費	1,345,000	382,144	0	962,856	962,856
2 予備費		11,247,000	0	0	11,247,000	11,247,000
	1 予備費	11,247,000	0	0	11,247,000	11,247,000
歳 出 合 計		12,592,000	382,144	0	12,209,856	12,209,856

議第 95 号

令和 4 年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

令和4年度

天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	1,646,142円
歳出合計	317,035円
歳入歳出差引残額	1,329,107円

令和4年度 新合財産区特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 財産収入		2,000	0	0	0	0	△ 2,000
	1 財産売払収入	2,000	0	0	0	0	△ 2,000
2 繰越金		1,287,000	1,595,846	1,595,846	0	0	308,846
	1 繰越金	1,287,000	1,595,846	1,595,846	0	0	308,846
3 諸収入		2,000	50,296	50,296	0	0	48,296
	1 預金利子	1,000	15	15	0	0	△ 985
	2 雑入	1,000	50,281	50,281	0	0	49,281
歳 入 合 計		1,291,000	1,646,142	1,646,142	0	0	355,142

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		332,000	317,035	0	14,965	14,965
	1 総務管理費	332,000	317,035	0	14,965	14,965
2 予備費		959,000	0	0	959,000	959,000
	1 予備費	959,000	0	0	959,000	959,000
歳 出 合 計		1,291,000	317,035	0	973,965	973,965

議第 96 号

令和 4 年度天草市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度天草市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 97 号

令和 4 年度天草市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 4 年度天草市水道事業会計に係る利益を処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度天草市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 98 号

令和 4 年度天草市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 4 年度天草市下水道事業会計に係る利益を処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度天草市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治